

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）新旧対照表

旧	新
<p>○熊本県行政文書等の管理に関する条例 （平成23年3月23日条例第11号） （略）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第17条（略）</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（<u>第20条第2項第2号及び第21条第3号</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（<u>異議申立て及び熊本県行政文書等管理委員会への諮問</u>） 第20条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p><u>2 前項の異議申立てがあったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、熊本県行政文書等管理委員会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p>	<p>○熊本県行政文書等の管理に関する条例 （平成23年3月23日条例第11号） （略）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第17条（略）</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（<u>第20条第4項第2号及び第21条第3号</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（<u>審査請求及び熊本県行政文書等管理委員会への諮問</u>） 第20条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p><u>2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第二章第三節及び第四節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</u></p>

(2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

[新設]

[新設]

(諮問をした旨の通知)

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「熊本県行政文書等管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「熊本県行政文書等管理委員会」とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、熊本県行政文書等管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第2項の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 異議申立人及び参加人

(2) 利用請求をした者(利用請求をした者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第22条 第17条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書を利用させる旨の決定(第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)
(熊本県行政文書等管理委員会の調査権限)

第23条 熊本県行政文書等管理委員会は、第20条第2項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、知事に対し、利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、熊本県行政文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求められない。

2 (略)

3 熊本県行政文書等管理委員会は、第20条第2項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、知事に対し、利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を熊本県行政文書等管理委員会の指定する方法により分類又は

第21条 前条第2項の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求をした者(利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第17条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書を利用させる旨の決定(第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)
(熊本県行政文書等管理委員会の調査権限)

第23条 熊本県行政文書等管理委員会は、第20条第4項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、知事に対し、利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、熊本県行政文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求められない。

2 (略)

3 熊本県行政文書等管理委員会は、第20条第4項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、知事に対し、利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を熊本県行政文書等管理委員会の指定する方法により分類又は

整理した資料を作成し、熊本県行政文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、熊本県行政文書等管理委員会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は知事(以下「異議申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 熊本県行政文書等管理委員会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、熊本県行政文書等管理委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、異議申立人又は参加人は、熊本県行政文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 異議申立人等は、熊本県行政文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、熊本県行政文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第26条 熊本県行政文書等管理委員会は、異議申立人等から、熊本県行政文書等管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(調査審議手続の非公開)

第27条 熊本県行政文書等管理委員会の行う第20条第2項の規定により知事から諮問された事項についての調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

整理した資料を作成し、熊本県行政文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、熊本県行政文書等管理委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 熊本県行政文書等管理委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、熊本県行政文書等管理委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、熊本県行政文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、熊本県行政文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、熊本県行政文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第26条 熊本県行政文書等管理委員会は、審査請求人等から、熊本県行政文書等管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(調査審議手続の非公開)

第27条 熊本県行政文書等管理委員会の行う第20条第4項の規定により知事から諮問された事項についての調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 熊本県行政文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(略)

第28条 熊本県行政文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(略)